

文 書 番 号	1 - 1
制 定 日	1972/01/14

定款

株式会社アトム

[illegible]

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	3 / 15

目 次	
第 1 章	総則 …………… 5
第1条	商号 …………… 5
第2条	目的 …………… 5
第3条	本店の所在地 …………… 5
第4条	機関の設置 …………… 5
第5条	公告方法 …………… 6
第 2 章	株式 …………… 6
第6条	発行可能株式総数 …………… 6
第7条	自己株式の取得 …………… 6
第8条	単元株式数 …………… 6
第9条	単元未満株式についての権利 …………… 6
第10条	単元未満株式の買増し …………… 6
第11条	株主名簿管理人 …………… 6
第12条	株式取扱規則 …………… 7
第12条の2	B種優先配当金 …………… 7
第12条の3	中間配当 …………… 7
第12条の4	累積条項 …………… 7
第12条の5	非参加条項 …………… 8
第12条の6	残余財産の分配 …………… 8
第12条の7	議決権 …………… 8
第12条の8	取得請求権－転換請求権 …………… 8
第12条の9	取得条項－強制転換 …………… 9
第12条の10	取得条項－強制償還 …………… 9
第12条の11	B種種類株主総会 …………… 10
第12条の12	譲渡制限 …………… 10
第 3 章	株主総会 …………… 10
第13条	基準日 …………… 10
第14条	招集の時期 …………… 10
第15条	招集権者および議長 …………… 10
第16条	決議の方法 …………… 10
第17条	参考書類等のインターネット開示 …………… 11
第18条	議決権の代理行使 …………… 11
第18条の2	種類株主総会 …………… 11

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	4 / 15
第 4 章	取締役および取締役会 ……………		11
第19条	取締役の員数 ……………		11
第20条	取締役の選任 ……………		11
第21条	取締役の任期 ……………		11
第22条	代表取締役および役付取締役 ……………		12
第23条	取締役の報酬等 ……………		12
第24条	取締役会の招集権者および議長 ……………		12
第25条	取締役会の招集通知 ……………		12
第26条	取締役会の決議の方法 ……………		12
第27条	取締役会の決議の省略 ……………		12
第28条	重要な業務執行の決定の委任 ……………		12
第29条	取締役会規則 ……………		13
第 5 章	監査等委員会 ……………		13
第30条	常勤の監査等委員 ……………		13
第31条	監査等委員会の招集通知 ……………		13
第32条	監査等委員会の決議方法 ……………		13
第33条	監査等委員会規程 ……………		13
第 6 章	会計監査人 ……………		13
第34条	会計監査人の選任 ……………		13
第35条	会計監査人の任期 ……………		13
第36条	会計監査人の報酬等 ……………		14
第 7 章	取締役および会計監査人の責任免除 ……………		14
第37条	損害賠償責任の一部免除 ……………		14
第 8 章	計算 ……………		14
第38条	事業年度および決算期 ……………		14
第39条	剰余金の配当等の決定機関 ……………		14
第40条	剰余金の配当の基準日 ……………		14
第41条	配当金の除斥期間 ……………		14

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	5 / 15
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、株式会社アトムと称し、英文では ATOM CORPORATION と表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。 1. 農畜水産物、その他食料品の生産、加工および販売 2. 畜産保存食料品、水産保存食料品の製造、加工および販売 3. 飲食店、結婚式場、ホテル、旅館、遊技場およびスポーツ施設等の経営 4. 不動産の売買、賃貸、運用およびその仲介ならびに管理 5. 有価証券の保有、運用 6. 飲食店業の経営ノウハウ、技術ノウハウの提供および指導 7. 飲食業フランチャイズ加盟店の募集および指導育成 8. カラオケハウスの経営および音響ソフトウェア等の販売 9. 土木、建築および付帯設備等の設計、施工および維持管理 10. 食品、木炭、家具、食器、繊維雑貨、日用品雑貨、衣料品、煙草、酒類、玩具、厨房器具、什器備品の輸出入業務および販売 11. 調味料、菓子類、乳製品、冷凍食料品、飲食店用・一般消費者用たれ、麺、その他の食料品の製造および販売 12. 会社運営上必要な事業に対する投資 13. ビールその他の酒類の製造および販売 14. 飲食店用厨房機器設備、ビールその他酒類の製造設備の製作、販売およびリース 15. 建物に関する環境衛生管理および室内外の総合清掃業務 16. 会議場・宴会場・冠婚葬祭場等の多目的ホールの経営 17. コンピューターゲーム機器およびゲームソフトウェア等の販売 18. 古物の売買 19. 企業の事務（人事管理・給与計算・売上管理・経理事務等）の代行業務 20. 前各号に付帯または関連する一切の事業 (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。 (機関の設置) 第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。			

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	6 / 15
(公告方法) 第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、300,000,000 株とし、このうち 299,999,978 株は普通株式、22 株は B 種優先株式とする。 (自己株式の取得) 第 7 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。 (単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、普通株式については、100 株とし、B 種優先株式については、1 株とする。 (単元未満株式についての権利) 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという。）を当会社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき自己株式を有しないときは、この限りではない。 (株主名簿管理人) 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。			

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	7 / 15

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の単元未満株式の買取り・買増しの取扱、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 2 章の 2 B 種優先株式

(B 種優先配当金)

第 12 条の 2 当会社が剰余金の配当を行う場合、当会社は、B 種優先株式を有する株主（以下、B 種優先株主という。）または B 種優先株式の登録株式質権者（以下、B 種優先登録質権者という。）に対して、普通株主または普通登録質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（以下、B 種優先配当金という。）を限度として B 種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額を支払う。

$$\text{B 種優先配当金} = 100,000,000 \text{ 円} \times 1.5\%$$

② ある事業年度において、B 種優先株主または B 種優先登録質権者に対する剰余金の配当が、1 株につき B 種優先配当金の金額に満たない場合、普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。

(中間配当)

第 12 条の 3 当会社が、会社法第 454 条第 5 項に基づく剰余金の配当（以下、中間配当という。）を行う場合、当会社は、B 種優先株主または B 種優先登録質権者に対して、普通株主または普通登録質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき B 種優先配当金の 2 分の 1 に相当する額（以下、B 種優先中間配当金という。）を支払う。ただし、当該事業年度において B 種優先中間配当金が支払われた場合、B 種優先配当金の支払いは、B 種優先中間配当金を控除した額による。

② B 種優先株主または B 種優先登録質権者に対する中間配当が、1 株につき B 種優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主または普通登録質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(累積条項)

第 12 条の 4 ある事業年度において、B 種優先株主または B 種優先登録質権者に対して支払う配当金の額が B 種優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、累積未払 B 種優先配当金という。）については、B 種優先配当金及び普通株主もしくは普通登録質権

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	8 / 15
者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録質権者に支払う。 (非参加条項) 第 12 条の 5 B種優先株主またはB種優先登録質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当を行わない。 (残余財産の分配) 第 12 条の 6 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対して、累積未払B種優先配当金相当額を支払う。 ② B種優先株主またはB種優先登録質権者に対しては、B種優先株式1株につき100,000,000円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額及び累積未払B種優先配当金相当額の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。 (議決権) 第 12 条の 7 B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 (取得請求権－転換請求権) 第 12 条の 8 B種優先株主は、本項に定める条件に従い、当会社に対して、B種優先株式を取得することを請求（以下、転換請求という。）することができる。 ② 転換請求と引換えに交付する財産の内容は、当会社普通株式とする。 ③ B種優先株式の転換請求と引換えにB種優先株主に対して交付する株式の数は、転換請求のために提出したB種優先株式の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。 ④ 転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 ⑤ B種優先株主が転換請求することができる期間は、平成21年10月1日以降の期間で、B種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める期間とする。			

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	9 / 15

(取得条項－強制転換)

第 12 条の 9 当社は、本項に定める条件に従い、平成 25 年 9 月 30 日以降の日で、当
会社取締役会決議をもって別途定める日（以下、強制転換日という。）にお
いて、B 種優先株式を取得（以下、強制転換という。）することができる。

② 強制転換と引換えに交付する財産の内容は、当会社普通株式とする。

③ B 種優先株式の強制転換と引換えに B 種優先株主に対して交付する株式の
数は、B 種優先株主が保有する B 種優先株式の払込金額の総額を強制転換
価額で除して得られる最大整数とし、交付する株式数の算出にあたり、1
株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

④ 強制転換価額は、強制転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東
京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表
示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の
計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

⑤ B 種優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(取得条項－強制償還)

第 12 条の 10 当社は、本項に定める条件に従い、平成 25 年 9 月 30 日以降の日で、当
会社取締役会決議をもって別途定める日（以下、強制取得日という。）にお
いて、B 種優先株式を取得（以下、強制取得という。）することができる。

② 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下、償還価額
という。）は、B 種優先株式 1 株につき 100,000,000 円を限度として B 種
優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額に強制取得日現在におけ
る累積未払 B 種優先配当金相当額及び日割未払 B 種優先配当金相当額を加
えた額とする。

③ 日割未払 B 種優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る B
種優先配当金について、1 年を 365 日とし、強制取得日の属する事業年度
の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算し
た額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）
とする。

④ B 種優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

⑤ 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事
業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当
しまたは支払うことを決定した金額および強制取得日が属する事業年度に
おいて既に強制取得が実行または決定された金額（他の種類の株式の取得
金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	10 / 15
(B種種類株主総会) 第 12 条の 11 当会社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき B 種優先株主による種類株主総会の決議を要しない。 (1) 定款変更（株式の種類の追加、株式の内容の変更または発行可能株式総数もしくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。） (2) 株式の併合または分割 (3) 株式の株主割当てまたは無償割当て (4) 新株予約権の株主割当てまたは無償割当て (譲渡制限) 第 12 条の 12 B 種優先株式の譲渡または取得については、B 種優先株主または取得者は当会社取締役会の承認を受けなければならない。 第 3 章 株主総会 (基準日) 第 13 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (招集の時期) 第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 (招集権者および議長) 第 15 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 (決議の方法) 第 16 条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。			

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	11 / 15
(参考書類等のインターネット開示) 第 17 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。 (議決権の代理行使) 第 18 条 当社の株主は、議決権を有する当社の他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。 ② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。 (種類株主総会) 第 18 条の 2 第 15 条及び第 18 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。 (取締役の選任) 第 20 条 当社の取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第 21 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。			

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	12 / 15
(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。 ② 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。 (取締役の報酬等) 第 23 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 当会社の取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 (取締役会の招集通知) 第 25 条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第 26 条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。 (取締役会の決議の省略) 第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第 28 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。			

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	13 / 15
(取締役会規則) 第 29 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。 第 5 章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査等委員会の決議方法) 第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。 (監査等委員会規程) 第 33 条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 第 6 章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第 34 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) 第 35 条 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 当会社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。			

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	14 / 15

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 取締役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 37 条 当会社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）については 500 万円以上、会計監査人については 3,000 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第 8 章 計算

(事業年度および決算期)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 当会社の期末配当金および中間配当金（優先配当金及び優先中間配当金を含む。）が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない場合は、当会

制 定 年 月 日	定 款	文 書 番 号	頁
1972/01/14		1 - 1	15 / 15
社はその支払の義務を免れる。 ② 前項の未払配当金には、利息を付けない。 (附則) 第3条の変更は、2021年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。			